

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

調査ご協力をお願い

区民の皆さまには、日頃から区政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本区では、平成16年3月に「葛飾区男女平等推進条例」を制定し、女性も男性も性別にとらわれることなく、自らの人生は自らが決めるといふ、自分らしく生きる権利が保障される男女平等社会の実現を目指してさまざまな施策に取り組んでいるところです。

このたび「第6次葛飾区男女平等推進計画」の策定にあたり、区民の皆さまのご意見・ご要望を反映させていくために、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」を行うことになりました。

調査の対象者は、住民基本台帳から無作為に満18歳以上の男女3,000人の皆さまを選ばせていただきました。調査結果はすべて統計的処理をいたしますので、個人が特定されることはありません。この調査目的のみ使用し、他の目的で使われることは一切ございません。

回答に必要な時間は20分程度です。お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

令和2年6月

葛飾区 総務部人権推進課

ご記入にあたってのお願い

ご回答は、郵送またはインターネットによるいずれかの方法で**7月13日（月）までに**投函または送信をお願いいたします。

郵送での回答方法

- ご回答は、あなた様（封筒の宛名ご本人）ご自身で6月1日現在を基準にお答えください。
- ご記入は、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いします。
- ご回答は、質問ごとにあてはまる番号に○をつけてください。
- 回答数は、（ ）内の指示に沿ってください。
- 質問によっては、回答していただく方が限られる場合があります。矢印や「ことわり書き（問～で～とお答えの方に）」をよくお読みください。
- 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

インターネットでの回答方法

- 本調査は、スマートフォンやパソコンからでも回答できます。
- 別紙「インターネットで回答される方へ」をご確認ください。

■調査についてのお問い合わせ先 葛飾区 総務部人権推進課 男女平等推進係

電話 5698-2211 FAX 5698-2315

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問2 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(ク)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。

(○はそれぞれ1つずつ)

	優遇されている 男性が	優遇されている やや男性が	平等である	優遇されている やや女性が	優遇されている 女性が	わからない
回答の例 -->	1	2	③	4	5	6
(ア) 家庭生活	1	2	3	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(エ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(キ) 自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
(ク) 全体として、現在の日本では	1	2	3	4	5	6

◎結婚観についておたずねします。

問3 次にあげる(ア)～(カ)の考えについて、あなたはどのように思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	そう思う やや強く	そう思う やや弱く	そう思わない
回答の例 -->	1	②	3	4
(ア) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4
(イ) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
(ウ) 夫も妻も外で働き、家事も分担するべきである	1	2	3	4
(エ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4
(オ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4
(カ) 未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ	1	2	3	4

かていせいかつ
◎家庭生活についておたずねします。

問4 家庭の中で、あなたは（ア）～（シ）にあげることを、どの程度行っていますか。

（○はそれぞれ1つずつ）

	いっこうして ない	うしろかた り	ほとんど しない	まったく しない	子どもや介護す る人がいないので する必要がない
回答の例 →	1	2	③	4	5
（ア）食事のしたく	1	2	3	4	
（イ）食事の後片付け	1	2	3	4	
（ウ）食料品・日用品の買い物	1	2	3	4	
（エ）洗濯	1	2	3	4	
（オ）部屋の掃除・片付け	1	2	3	4	
（カ）風呂やトイレの掃除	1	2	3	4	
（キ）ゴミ出し	1	2	3	4	
（ク）町内会や自治会への出席	1	2	3	4	
（ケ）育児・子どもの教育や保育園・ 幼稚園への送迎	1	2	3	4	5
（コ）家族の病気の看護・介護	1	2	3	4	5
（サ）授業参観や保護者会、PTAへの 出席	1	2	3	4	5
（シ）その他（ ）	1	2	3	4	5

問5 あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組み
ばよいと思いますか。（○は1つだけ）

1. 積極的に取り組んだ方がよい
2. 配偶者・パートナーと分担するのがよい
3. 配偶者・パートナーを手伝う程度でよい
4. 配偶者・パートナーに任せておけばよい

問5-1 問5で回答した理由をご記入ください。(〇はあてはまるものすべて)

1. 男女平等に反すると思うから
2. 自分の両親も役割分担をしていたから
3. 男性が家事・育児・介護などに取り組み配偶者・パートナーも外で働くことで、多くの収入を得られると思うから
4. 男性が家事・育児・介護などに取り組み配偶者・パートナーも外で働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとってよいと思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーも働き続けることは可能だと思うから
6. 固定的な男性と女性の役割分担の意識を押し付けるべきでないから
7. 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
8. 配偶者・パートナーが家事・育児・介護をする方がよいと思うから
9. 家事・育児・介護と両立しながら、配偶者・パートナーが働き続けることは大変だと思うから
10. 男性の仕事が忙しく、家事・育児・介護を手伝うことができないから
11. その他 ()
12. わからない

問6 男性が家事・育児・介護にさらに参加するためには、何が必要だと思いますか。

(〇はあてはまるものすべて)

1. 男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち
2. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
3. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
4. 男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上
5. 配偶者・パートナーとのコミュニケーションの向上により、家庭参画の機会が得られること
6. 男性が家事・育児・介護を行うための仲間(ネットワーク)作りを行うこと
7. 労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組むこと
8. 男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解
9. 仕事より家庭を優先することがあっても、会社での人事評価が変わらないこと
10. 特に必要なことはない
11. わからない

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。（○は1つだけ）

1. 仕事を持たない
2. 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は持たない
3. 子どもができるまでは仕事を持ち、その後は持たない
4. 子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ
5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ
6. その他（ ）
7. わからない

問8-1 問8で回答した理由をご記入ください。（○はあてはまるものすべて）

1. 家庭を守り、家で子どもの面倒を見た方がよいと思うから
2. 仕事と家庭の両立支援が十分でないから
3. 経済力を持った方がよいと思うから
4. 夫婦で働いた方が多くの収入を得られるから
5. 本人が望む働き方をするべきだと思うから
6. その他（ ）
7. わからない

問9 結婚や妊娠・出産により仕事を辞めた女性が再び仕事を持つことを希望する場合、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

1. 求人情報を入手しやすくすること
2. 再就職のためのセミナー、講習を実施すること
3. 技術や技能の習得の機会を多くすること
4. 求人の年齢制限の緩和
5. パートの労働条件の向上
6. 働き方の選択肢を多くすること
7. 就職に関する相談体制の充実
8. 保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実
9. 高齢者の介護施設、医療施設の充実

※次のページにも選択肢がつづきます

	<p>9. 出産前に退職したから</p> <p>10. 自営業のため制度が使えないから</p> <p>11. その他 ()</p>	<p>9. 介護をするために退職したから</p> <p>10. 自営業のため制度が使えないから</p> <p>11. その他 ()</p>
--	--	--

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

◎ワーク・ライフ・バランス※についておたずねします。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

問11 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 内容まで知っている | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが言葉は聞いたことがある | |

問12 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合いなど)の優先度について、(ア)希望と(イ)現実(現状)、それぞれお答えください。

(ア) あなたの希望に最も近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先したい |
| 2. 「家庭生活」を優先したい |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先したい |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 8. わからない |

(イ) あなたの**現実(現状)**に最も近いものはどれですか。(〇は1つだけ)

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8. わからない

問13 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、あなたはどのようなことが必要だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 残業を減らしたり、年休をしっかりとる
2. 在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する
3. 地域活動、NPO活動に積極的に参加する
4. 男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る
5. 男性の家事・育児・介護をすすめる
6. 残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する
7. 職場の人員を増やすなどにより、一人ひとりの業務量を減らす
8. フレックスタイム制※、短時間勤務制度の利用促進をする
9. 管理職をはじめ、職場の人々に理解を深めてもらう
10. 再就職を希望する女性のための講座や再雇用制度を充実させる
11. 育児・介護休業制度の普及を図る
12. 保育所・学童保育などの育児環境を充実させる
13. ホームヘルパーや介護施設を充実させる
14. その他 ()
15. わからない

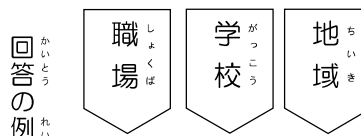
※「フレックスタイム制」とは、一定の期間について、あらかじめ定めた労働時間の範囲内において労働者が自ら始業・終業時刻を決める労働時間制度をいいます。

◎セクシュアル・ハラスメント※についておたずねします。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた側に不利益を与えることをいいます。

問14 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は一定の人間関係の中で発生し、職場だけでなく、あらゆる場所で男女ともに受ける可能性があります。あなたはこれまでに、職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

（○は職場、学校、地域ごとに、あてはまるものすべて）



		職場	学校	地域
(ア) いやがっているのに性的な話・言葉を聞かされた	1	1	1	1
(イ) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた	②	2	2	2
(ウ) 不必要に身体を触られた	3	3	3	3
(エ) 宴会でお酒やデュエットを強要された	4	4	4	4
(オ) 交際を強要された	5	5	5	5
(カ) 性的行為を強要されたり、されそうになった	6	6	6	6
(キ) 性的な噂をたてられたり、インターネットやSNSに書き込まれたりした	⑦	7	7	7
(ク) 結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた	8	8	8	8
(ケ) 容姿、年齢などについて傷つくようなことを言われた	⑨	9	9	9
(コ) 外出中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	10	10	10	10
(サ) プライバシーに関することや性的な内容のメールや手紙・電話を受けた	11	11	11	11
(シ) ヌード写真やポルノ雑誌を目につくところに置かれたり、はられたりした	12	12	12	12
(ス) その他()	13	13	13	13
(セ) 特にない	14	14	14	14

問15へ

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

◎ドメスティック・バイオレンスについておたずねします。

問16 「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者などに対し著しい身体的または精神的苦痛を与える暴力的行為をいいますが、あなたはこれまでに配偶者(事実婚や別居、離別を含む)や恋人などのパートナーから、次のような経験がありますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

	あ 何 つ た も	あ 1、 つ た 2 度	な ま い つ た く
回答の例 -->	1	②	3
(ア) 命の危険を感じるくらいの暴力を受ける	1	2	3
(イ) 医師の治療が必要となる暴力を受ける	1	2	3
(ウ) 医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける	1	2	3
(エ) 嫌がっているのに性的行為を強要される	1	2	3
(オ) 見たくないのにポルノビデオ・雑誌・アダルトサイトを見せられる	1	2	3
(カ) 避妊に協力してもらえない	1	2	3
(キ) 何を言っても無視される	1	2	3
(ク) 常に居場所を把握する、交友関係や電話、メール、郵便物、SNSを細かく監視するなど付き合いを制限される	1	2	3
(ケ) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言われる	1	2	3
(コ) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされる	1	2	3
(サ) 容姿について傷つくようなことを言われる	1	2	3
(シ) 大声で怒鳴られる	1	2	3
(ス) 大切なものを壊される	1	2	3
(セ) 生活費を渡してもらえない	1	2	3
(ソ) 目の前で子どもに暴力をふるわれる	1	2	3
(タ) 性的な画像をインターネット上に公開される「リベンジポルノ」の被害を受けたことがある	1	2	3
(チ) その他 ()	1	2	3

1つでも0をつけた方は問17へ

すべて3に0をつけた方は問18へ

問17は、問16の（ア）～（チ）の「何度もあった」「1、2度あった」に、1つでも〇をつけた方におうかがいします。

問17 あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。

（〇は1つだけ）

1. 相談した

2. 相談しなかった（できなかった）

（問17で「1. 相談した」とお答えの方に）

問17-1 そのとき、だれ（どこ）に相談しましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1. 警察に通報・相談した | 6. 医師に相談した |
| 2. 区の相談窓口で相談した | 7. 弁護士に相談した |
| 3. 都の相談窓口で相談した | 8. 家族や親族に相談した |
| 4. 民生委員や人権擁護委員などに相談した | 9. 友人・知人に相談した |
| 5. 民間の機関に相談した | 10. その他
() |

（問17で「2. 相談しなかった（できなかった）」とお答えの方に）

問17-2 だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。

（〇はあてはまるものすべて）

1. どこに相談してよいかわからなかったから
2. 恥ずかしかったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
5. 相談することによって、自分が不快な思いをすと思ったから
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっているとと思ったから
7. 世間体が悪いから
8. 他人を巻き込みたくなかったから
9. 被害を受けたことを忘れたかったから
10. 自分にも悪いところがあるとと思ったから
11. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
12. 相談するほどのことではないと思ったから
13. 自分で加害者に対応しようと思ったから
14. その他 ()

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問18 あなたは、ドメスティック・バイオレンスの防止および被害者支援のために、どのような対策が必要だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める
2. いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備
3. 緊急時の相談体制の充実
4. 住居や就労の斡旋、経済的援助など、自立して生活するための支援策の充実
5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的に自立するための支援策の充実
6. 相談・支援するスタッフの意識と能力を高める
7. 子どもがいても安心して相談・避難ができるような体制の充実
8. 暴力への対応方法や関係機関の紹介など、ドメスティック・バイオレンスに関するいろいろな知識の提供
9. 離婚訴訟への支援など、法的なサポートの充実
10. 加害者の自覚を促すプログラムなど、対応の充実
11. デートDV※防止講座の開催や男女平等教育の推進など、学校などにおいて暴力を防止するための教育を行う
12. 行政や警察による積極的な啓発活動
13. 法律による規制の強化や見直しを行う
14. 身近で配偶者やパートナーによる暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが大切であるという意識づくりを行う
15. その他 ()
16. わからない

※「デートDV」とは、交際相手からの暴力のことで、配偶者からの暴力を未然に防止するために、主に若年層を対象としたDV防止の啓発が学校現場などで行われています。

問21 あなたはLGBT※という言葉をご存じですか。(〇は1つだけ)

※「LGBT」とは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつです。電通ダイバーシティ・ラボの2018年の調査では、日本におけるLGBTの割合が人口の8.9%存在すると言われています。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っている | 2. 初めて知った |
|----------|-----------|

◎健康についておたずねします。

問22 あなたは性や妊娠・出産に関して自分で決め、女性が自分の健康を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

- | |
|---|
| 1. 子どもの成長と発育に応じた性教育 |
| 2. 性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実 |
| 3. 喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実 |
| 4. 性感染症 (カンジダ症、クラミジア感染症など) についての情報提供・相談体制の充実 |
| 5. 更年期についての情報提供・相談体制の充実 |
| 6. 「子どもの数や子どもを産むか産まないかなどについて自分で決めること」という考え方に
についての情報提供・相談体制の充実 |
| 7. その他 () |
| 8. わからない |

問29 葛飾区男女平等推進センターにおいて、あなたが参加または利用してみたいものはどれですか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 平日の日に開催される男女平等に関する講座・講演会
2. 平日の夜間や土日に開催される男女平等に関する講座・講演会
3. 男女平等に関する図書資料室（図書や雑誌などの閲覧・利用）
4. 相談事業（法律相談、悩みごと相談、女性に対する暴力相談）
5. パルフェスタ（センターまつり）、啓発誌の発行などの啓発事業
6. 学習・交流のための会議室や学習室
7. 登録団体・グループの自主活動
8. その他（)
9. 特にない

問30 あなたは男女平等社会を実現するために、今後、区ではどのような施策を充実したらよいと思いますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実
2. 労働（パート・内職を含む）に関する情報の提供と相談の充実
3. 高齢者・障害者介護に関する支援の充実
4. 子育て・育児に関する支援の充実
5. 女性の自立や男女平等に関する講座・講演会や交流イベントの充実
6. 社会参画をめざす女性の人材育成
7. 男性向けの育児や介護などに関する講座の開催
8. 女性のための各種相談の充実
9. 学校における男女平等教育の推進
10. 情報誌やパンフレットなどの情報提供の充実
11. 女性の自主的活動や研究活動への支援
12. 審議会などへの女性の積極的な登用
13. 区職員の男女平等意識づくり
14. 夫やパートナーからの暴力の防止および支援の実施
15. その他（)
16. 特にない

問31 葛飾区の男女平等・共同参画施策全般についてのご意見・ご要望を自由にご記入ください。

◎最後に、ご回答を統計的に分析するために、失礼ですが、現在のあなた自身のことについておたずねします。

F1 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

1. 女性	2. 男性	3. ()
-------	-------	-----------------------------

F2 あなたの年齢はおいくつですか。(令和2年6月1日現在) (〇は1つだけ)

1. 10・20歳代	3. 40歳代	5. 60歳代	7. 80歳代以上
2. 30歳代	4. 50歳代	6. 70歳代	

F3 あなたは結婚していますか。(〇は1つだけ)

1. 結婚している	4. 結婚していたが、離別・死別した
2. 結婚していないが同居の異性のパートナーがいる (事実婚を含む)	5. 結婚していない
3. 結婚していないが同居の同性のパートナーがいる	

(F3で1～3のいずれかをお答えの方に)

F3-1 あなたの世帯は、共働きですか。(〇は1つだけ)

1. 共働き	3. 配偶者・パートナーだけ働いている
2. 自分だけ働いている	4. とともに働いていない

F4 お子さんはいらっしゃいますか。(〇は1つだけ)

1. いる	2. いない
-------	--------

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒(切手不要)にて7月13日(月)までにご投函くださいますようお願いいたします。なお、調査結果は12月以降、男女平等推進センターや区立図書館などで調査報告書をご覧いただけるほか区のホームページにも掲載いたします。

インターネットで回答される方へ

(インターネット回答用)

あなたのID・パスワード (半角英数字記号)

I D katsu10000

パスワード AbCdE123+

※通信サービスの接続料金はご利用者様の負担となります。

◎回答方法◎

- 葛飾区公式ホームページから
葛飾区公式ホームページ (<http://www.city.katsushika.lg.jp/>) にアクセスしていただき、**トップページ**⇒**区政情報**⇒**計画・報告**⇒**男女平等・人権**⇒**令和2年度男女平等に関する意識と実態調査**にご協力をお願いしますのページ下部から回答専用サイトにお入りいただきご回答ください。

- 二次元コード (QRコード) から
下記二次元コードを読み取ると、回答専用サイトのログイン画面に直接お入りいただけます。

<スマートフォン・携帯電話用>



※ご回答いただく際は、上記のID、パスワードを利用してサイトにお入りいただき、入力フォームからご回答ください。

うらめん
裏面あり



【回答者の匿名性確保について】

ID、パスワードはインターネットで回答を行うために必要なものであり、回答者個人を特定するものではありません。

◎回答方法について◎

- ① 回答は、あらかじめ設けてある選択肢の中からあてはまるものを選んでください。
なお、回答の中の「その他」を選ばれた場合は、「その他欄」にその内容を具体的にご入力ください。
- ② 設問によって、選択肢を1つだけ選んでいただくものと複数選んでいただくものがありますので、ご注意ください。
- ③ 設問に該当する方のみにお答えいただくものもありますが、その場合は説明文に従ってお答えください。
- ④ セキュリティ確保のため、長時間にわたり調査票画面を開いたまましていると接続が切れる仕組みになっています。時間内にご回答くださるようお願いいたします。
- ⑤ 設問ページが進むごとに回答は保存されますが、入力を中断する場合は、**一時保存**ボタンをクリックすると現在の回答まで保存されます。
初めにご案内した回答専用サイトから、IDとパスワードを入力すれば、途中から再開できます。
- ⑥ 全ての回答が終わりましたら確認画面でご回答いただいた内容が表示されます。回答に修正がありましたら各設問の**戻る**ボタンで修正も出来ます。確認が済みましたら**登録**ボタンを選択してください。回答完了の画面が表示されましたら、回答は終了です。